

## 令和3年度鶏卵生産者経営安定対策事業公募要領

### 第1 総則

鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、この要領の定めるところによる。

なお、本公募は、令和3年度予算の成立前に、あらかじめ準備のために行うものであり、今後内容に変更がある可能性がある。

### 第2 事業実施主体の業務

事業実施主体は、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づき、鶏卵価格差補填事業、成鶏更新・空舎延長事業の基金の造成・管理・交付及び鶏卵の需給見通しの作成を行う。

#### 1 実施年度

本事業の実施年度は、令和3年度（2021年度）とする。

#### 2 補助金の額等

(1) 補助金の額は、総額5,173,704千円とする。

(2) 事業実施主体は、本事業の完了後、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2068号農林水産事務次官依命通知）に基づき実績報告書に必要な書類を添付し、本事業の完了の日から1か月以内又は2022年4月10日のいずれか早い日までに農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、毎事業年度の終了後、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づき、翌年度の7月末までに、事業報告書、収支計算書及び財産目録等を記載した業務報告書を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出するものとする。

### 第3 応募団体の要件

事業実施主体への応募団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

1 鶏卵生産者の積立てにより卵価の下落による損失を補填する事業及び成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援する事業を実施すること。

2 鶏卵の生産、販売等の需給に係る情報を収集・分析し、需給見通しの作成を行う事業を実施すること。

3 本事業の実施に係る生産者積立金及び造成した基金の管理、価格差補填交付金及び成鶏更新・空舎延長に係る奨励金の交付、鶏卵の需給見通しの作成及び会計処理等の業務を適切に実施することができる能力を有すること。

- 4 鶏卵生産について十分な知識を持ち、鶏卵生産の状況を把握することができること。
- 5 多額の生産者積立金を管理することから、積立てを行う鶏卵生産者と密接な連携を取ることができること。
- 6 財務状況が健全であること。
- 7 役職員が法令遵守の重要性を理解するとともに、法令遵守のための体制が整備されていること。
- 8 事業責任者を定め、当該事業責任者が、本事業の実施期間中、日本国内に居住し、交付される補助金の適正な執行に関し、責任を持つこと。

#### 第4 募集团体数

- 1 団体とする。

#### 第5 応募団体の審査

##### 1 審査の方法

提出された応募書類については、農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（以下「食肉鶏卵課」という。）において、書類確認及び事前審査等を行った後、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、3の審査事項について審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとする。

委員会は、主として外部有識者から構成し、申請者から提出された応募書類等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に特に優秀と認められる応募団体を選定するものとする。

審査は非公開で実施し、審査委員は、審査委員として取得した一切の情報を、審査委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられるものとする。

審査の経過は通知しないものとする。また、問合せにも応じないものとする。なお、提出された応募書類等の審査書類は、返還しないものとする。

##### 2 審査の手順

審査は、次の手順により実施するものとする。

###### (1) 事前審査

提出された応募書類について、食肉鶏卵課において、応募の要件を満たしているかどうかを審査するものとする。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外するものとする。

###### (2) 書類審査

委員会において、書類審査を実施するものとする（提出書類については、第6の2の（3）の提出書類及び部数を参照すること）。

###### (3) ヒアリング審査

必要に応じて、委員会において、申請者（代理も可能とする。）に対するヒアリング審査を実施するものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合には、応募を辞退したものとみなす。

#### (4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、補助金交付候補者を選定するものとする。

### 3 審査事項

審査は、次の事項において総合的に優れていることをもって判断する。

なお、応募書類等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定による交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

#### (1) 事務処理能力<業務遂行体制の妥当性>

ア 業務を遂行するために必要な体制（人員、事務処理能力及び管理体制）を有していること。

イ 業務を的確に遂行するため、団体代表者に十分な管理能力があること。

#### (2) 知見<関係業務に係る知見>

鶏卵生産及び農業に関する知識を有していること。

#### (3) 生産者積立金管理能力<生産者積立金管理体制の妥当性>

ア 多額の資金を生産者積立金として積み立てることから、責任を持って生産者積立金を管理する体制を有していること。

イ 決算時において、財務状況が健全な団体であること。

#### (4) 基金管理能力<基金管理体制の妥当性>

ア 多額の資金を基金として積み立てることから、責任を持って基金を管理する体制を有していること。

イ 決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であること。

### 4 審査結果の通知等

審査の結果については、補助金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募団体に対して通知するものとする。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、農林水産省のホームページで公表するものとする。

### 5 本事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

本事業の採択後、別途、必要な手続を経た上で補助金の交付及び基金の造成を行うものとする。

## 第6 応募方法等

### 1 応募書の作成及び提出

「鶏卵生産者経営安定対策事業実施主体応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を次により応募期間内に提出するものとする。

### 2 応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は次のとおりとする。

(1) 提出期間

令和3年1月25日(月)から令和3年2月22日(月)まで(必着)

(注:ホームページ掲載日から20営業日)

(2) 提出先・問合せ先

提出先: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課宛て

問合せ先: 同 鶏卵食鳥班 鈴木・北村・柴田

TEL: 03-6744-2130

FAX: 03-3503-2738

ただし、受付時間については、平日の午前10時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 提出書類及び部数

ア 「鶏卵生産者経営安定対策事業実施主体応募書」 7部

イ 団体経歴(概要)、団体定款(又は規約)、業務方法書など応募団体の活動が分かる資料 7部

ウ 直近の総会資料(財務諸表等の添付資料) 7部

を1部ずつ1つの封筒に入れ、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施主体応募書」と表に朱書きをして提出するものとする。

なお、提出書類の返却は行わない。また、審査過程における機密保持については十分配慮することとする。

※ 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便(バイク便を含む。)によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とするが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けないものとする。

※ 応募書類を郵送する場合には、簡易書留、配達記録等、配達されたことを証明することができる方法によること。また、余裕をもって投かんするなど、提出期間内に必着するものとする。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと審査対象外とする。また、書類に不備等がある場合にも、審査対象外となるので、この要領を熟読の上、準備を行うよう注意されたい。

※ 応募書類の差し替えは受け付けない。

※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出するものとする(様式は農林水産省ホームページよりダウンロードすること)。

なお、使用する言語は日本語とする。

## 第7 審査スケジュール

審査: 2月下旬

審査結果の通知: 3月上旬

※ 上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある。